

宗像市介護職員等資格取得等支援補助金申請に係るよくある質問（Q&A 集）
（令和 6 年 4 月 1 日以降に資格等取得等をした方）

Q1 宗像市民ではありませんが、補助対象になりますか。

A1 宗像市外にお住まいで、宗像市内の介護保険サービス事業所に勤務されている方については、一定の要件を満たせば対象になります。

※住宅型有料老人ホームは、介護保険サービス事業所に含まれないため対象になりません。

Q2 就業先の介護保険サービス事業は市外に所在しますが、その運営法人は市内に所在します。補助対象になりますか。

A2 対象なりません。就業先の介護保険サービス事業所が市内に所在することを要件としています。

Q3 通信講座で研修を受講したのですが、補助対象になりますか。

A3 対象になります。

Q4 市外で研修を受講したのですが、補助対象になりますか。

A4 対象になります。

Q5 補助対象となる資格取得等の期間はいつですか。

A5 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。なお令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに資格取得等をした方も補助対象となる場合がありますので詳細を HP でご確認ください。

Q6 研修の場合の資格取得等とはどの時点を指すのですか。

A6 養成研修事業者等が発行する修了証明書に記載する修了日を指します。

Q7 介護福祉士又は介護支援専門員の場合の資格取得等とはどの時点を指すのですか。

A7 それぞれ資格登録日を指します。介護福祉士は介護福祉士登録証の登録年月日、介護士専門員は介護支援専門員証の交付年月日です。

Q8 事務員として勤務していますが、補助対象になりますか。

A8 対象にはなりません。介護職員等として勤務している必要があります。介護職員等とは、人員基準上の職種としての介護職員や介護従業者、生活相談員や介護支援専門員等が対象となります。なお、介護職員等と他の職種を兼務している場合でも対象となります。

Q9 非常勤で勤務していますが、補助対象になりますか。

A9 対象になります。

Q10 派遣職員として勤務していますが、補助対象になりますか。

A10 対象になりません。市内に所在する介護サービス事業所に直接雇用されている必要があります。

Q11 外国籍の介護職員の場合は、補助対象になりますか。

A11 対象になります。

Q12 入学金、収入印紙、交通費及び支払いに係る手数料は補助対象になりますか。

A12 対象にはなりません。

Q13 資格取得等以降において、市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務していたのですが、現在は退職しています。この場合は補助対象になりますか。

A13 対象にはなりません。申請日時点においても勤務していることを要件としています。

Q14 市外在住者です。資格取得等以降において、市内に所在する介護保険サービス事業所 A に 260 時間以上して勤務しましたが、現在は退職して市内に所在する介護サービス事業所 B で勤務しています。介護サービス事業所 B ではまだ 260 時間以上勤務していませんが、この場合は補助対象になりますか。

A14 対象にはなりません。ただし、資格取得等の日から起算して 1 年以内に介護サービス事業所 B で要件を満たした場合は補助対象となります。

Q15 現時点において、市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務しています。1 年以上前に資格取得しましたが、この場合は補助対象になりますか。

A15 対象にはなりません。資格取得等の日から起算して 1 年以内に申請してください。(Q31 参照)

Q16 市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務していることや勤務時間数は、どのように証明するのですか。

A16 勤務している介護保険サービス事業所に雇用証明書(様式第3号)の発行を依頼してください。原則として勤務開始日は「雇用契約日」とします。また、雇用証明書は、発行日から 30 日以内のもののみ有効とします。

Q17 市外在住者の交付要件である 260 時間以上の勤務時間数はどのように換算したらよいですか。

A17 市外住民の方は、資格取得等の日以降において市内の同一の介護保険サービス事業所で 260 時間以上の勤務が必要となります。この勤務時間数は休憩時間を含まない実労働時間となります。なお、複数の研修又は資格の申請を一度にする場合は、直近の資格取得等の日から 260 時間以上の勤務実績があることを確認してご申請ください。ただし、それぞれに期限がありますのでご注意ください。(Q31 参照)

Q18 本制度を利用し、介護職員初任者研修の費用について助成を受けた後に、実務者研修の費用について助成を受けることは可能ですか。

A18 可能です。ただし、本制度の申請は各研修・資格につき一人 1 回までの受給となります。

Q19 初任者研修と実務者研修がセットのコースを受講したのですが、補助対象になりますか。

A19 対象になります。その場合、領収書にはそれぞれの内訳が記載されている必要があります。なお申請には原則領収書（写しも可）の提出が必要となりますので、別々のタイミングで申請する場合はお気を付けください。

Q20 介護福祉士登録免許税（収入印紙）及び登録手数料は、補助対象になりますか。

A20 対象にはなりません。

Q21 介護支援専門員の登録手数料及び交付手数料は補助対象になりますか。

A21 対象にはなりません。

Q22 現在勤務している介護保険サービス事業所が、資格取得費用の一部を負担してくれました。この場合の補助対象経費はどのように考えますか。

A22 補助対象となる経費は、申請者本人が支払った金額となります。就業先の介護保険サービス事業所等から補助を受け、または受ける予定である場合には、補助対象経費の合計から当該補助等に係る額を控除した後の経費を補助の対象とします。

Q23 福岡県（または居住している市町村）の補助制度を利用して、初任者研修の資格取得費用の一部について補助を受けました。残りの金額について、補助対象になりますか。

A23 対象にはなりません。県や他自治体の補助金等の公的な制度（就学資金貸付や自立支援教育訓練給付金を含む）により既に補助を受けている場合には、本市補助制度の対象外となります。補助金交付後に他の公的な制度による補助を受けていたことが判明した場合には、補助金の交付を取り消し、交付した補助金を返還していただく場合があります。

Q24 領収書は原本の提出が必要ですか。

A24 提出する領収書は写しでも可です。（2025.11.1改正）

Q25 領収書を紛失しました。

A25 領収書の提出は必須となります。発行元に再発行を依頼してください。なお、提出する領収書は写しでも可としています。（Q24参照）

Q26 研修費用を口座振込や払込取扱票を用いて支払いました。必要な添付書類は何ですか？

A26 金融機関等から利用明細又は払込受領証が発行されますので、それを領収書に代わる書類として申請することができます。ただし、それだけでは、対象経費を確認することができませんので、対象講座、対象経費が確認できるものも併せて提出してください。

Q27 研修費用をクレジットカード払いにしたため、領収書がありません。

A27 領収書(写しも可)の添付を原則としていますが、対象費用であること、支払日、支払者氏名など、必要事項が確認できる必要事項が確認できるものであれば代替可能です(Q26参照)

Q28 資格試験に不合格だった場合、受験対策講座の受講料や模擬試験の費用は補助対象になりますか。

A28 対象になりません。

Q29 申請から補助金の支払いまでどのくらい時間を要しますか。

A29 申請から、おおむね 1 か月程度です。申請書類に不備があれば、更に時間を要します。

Q30 介護職員の研修を受講したいのですが、養成研修事業者を紹介してもらえますか。

A30 個別に紹介はしておりません。なお、福岡県のホームページに「介護職員養成研修指定事業者一覧」が掲載されていますので、参照してください。介護支援専門員についても県ホームページのトップページ > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者福祉 > のページに掲載があります。

Q31 申請の期限はありますか。

A31 研修修了日又は資格登録日から起算して 1 年以内に申請してください。(申請最終締め切り:令和 9 年 3 月 31 日)

Q32 市税に滞納のないことを証するものはどこで取得できますか?

A32 市内、市外在住の方共に宗像市役所市民課市民係で発行いたします。